

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の閣議決定に対する抗議声明

安倍内閣は、3月21日の閣議においてテロ等組織犯罪準備罪、いわゆる共謀罪の法制化を目指した組織犯罪処罰法改正案を決定し、国会に提出した。

話し合いを行っただけで処罰することのできる共謀罪は、憲法で保障された思想・信条の自由や信教の自由、表現の自由を奪うものであり、勤労者の団結権も脅かす違憲立法である。

すでに3回も法制化を目指してきた共謀罪は、思想や言論の自由を取り締まるものだととして、あらゆる方面から反対の声が沸き起こり、廃案となってきたいわくつきの法律である。それを今回、東京オリンピックに開催に必要な法律だと安倍首相が発言、更には2000年の国連総会で採択された国際組織犯罪防止条約を批准するためには共謀罪の成立が必要だと強調している。

しかし、日本はすでに13本のテロ防止関連条約を批准しており、この国際組織犯罪防止条約も共謀罪を成立させることなく批准して現在の法律の範囲内で十分に対応できるはずである。

詭弁を弄して国民を欺き、違憲立法である共謀法の法制化を行うために国会に提出したことは断じて許しがたい行為である。

共謀罪が成立したならば、労働組合や多くの市民が企業の横暴や様々な不当な行為に声をあげることすら捜査の対象となりえる恐ろしいものであり、活動が制限され、萎縮させられることは言うまでもない。

警察が共謀罪として摘発を行うためにはメールや電話の盗聴を行い、GPSなどを使い行動を監視することが必要となってくる。当然、市民が互いに監視しあい、密告させられるようになる。

戦前のようにものも言えぬ社会に変えてしまう共謀罪の成立は絶対に阻止しなければならない。

共謀罪の成立の真の狙いは、特定秘密保護法や集団的自衛権の行使が可能となる戦争法を一体のものとして運用することで憲法の内容をなし崩しに変更して最終的には憲法改正を行い、戦争のできる国へと日本を変えていくことである。

国鉄労働組合東海本部は、思想・信条・表現・良心・信教の自由を奪い去り、労働者の団結権をも脅かす共謀罪の国会提出に断固抗議するとともに多くの労働組合や市民とともに廃案に追い込むために奮闘する。

2017年3月22日 国鉄労働組合東海本部